



発行
東京都

目次

66

訓令

- 東京都都民安全総合対策本部処務規程の一部改正……………（総務局人事部調査課）…一
- 東京都スポーツ推進本部処務規程の一部改正……………（同）…一
- 東京都住宅政策本部処務規程の一部改正……………（同）…一
- 東京都中央卸売市場処務規程の一部改正……………（同）…二
- 東京都スタートアップ戦略推進本部処務規程の一部改正……………（同）…二
- 東京都市街地整備事務所処務規程の一部改正……………（同）…二
- 東京都多摩建築指導事務所処務規程の一部改正……………（同）…二
- 東京都多摩環境事務所処務規程の一部改正……………（同）…三
- 東京都児童相談センター処務規程の一部改正……………（同）…三
- 東京都農業振興事務所処務規程の一部改正……………（同）…三
- 東京都森林事務所処務規程の一部改正……………（同）…三
- 東京都建設事務所処務規程の一部改正……………（同）…四
- 東京都公園緑地事務所処務規程の一部改正……………（同）…四
- 東京都江東治水事務所処務規程の一部改正……………（同）…四
- 東京都東京港管理事務所処務規程の一部改正……………（同）…四
- 東京都東京港建設事務所処務規程の一部改正……………（同）…五

●東京都訓令第二十二号

東京都都民安全総合対策本部処務規程（令和七年東京都訓令第二十号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十九日

東京都知事 小池 百合子

第七条第七号及び第八条第六号中「三億五千万円」を「四億五千万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年七月一日から施行する。

●東京都訓令第二十三号

東京都スポーツ推進本部処務規程（令和七年東京都訓令第二十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十九日

東京都知事 小池 百合子

第七条第七号及び第八条第六号中「三億五千万円」を「四億五千万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年七月一日から施行する。

●東京都訓令第二十四号

総務局

東京都住宅政策本部処務規程（平成三十一年東京都訓令第四十二号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十九日

東京都知事 小池 百合子

第七条第七号、第八条第六号及び第二十条第二号中「三億五千万円」を「四億五千万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年七月一日から施行する。

●東京都訓令第二十五号

東京都中央卸売市場処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第百九号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十九日

東京都知事 小池 百合子

第七条第四号及び第八条第三号中「三億五千万円」を「四億五千万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年七月一日から施行する。

●東京都訓令第二十六号

総務局
財務局

財務局
都市整備局
住宅政策本部

東京都スタートアップ戦略推進本部処務規程（令和七年東京都訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十九日

東京都知事 小池 百合子

第七条第七号及び第八条第六号中「三億五千万円」を「四億五千万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年七月一日から施行する。

●東京都訓令第二十七号

東京都市街地整備事務所処務規程（平成二十七年東京都訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十九日

東京都知事 小池 百合子

第七条第二号中「三億五千万円」を「四億五千万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年七月一日から施行する。

●東京都訓令第二十八号

総務局
財務局
都市整備局
多摩建築指導事務所

産業労働局
スタートアップ戦略推進本部

東京都多摩建築指導事務所処務規程（昭和四十六年東京都訓令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

第七条第二号中「三億五千万円」を「四億五千万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年七月一日から施行する。

●東京都訓令第二十九号

東京都多摩環境事務所処務規程（昭和四十六年東京都訓令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

第七条第三号中「三億五千万円」を「四億五千万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年七月一日から施行する。

●東京都訓令第三十号

東京都児童相談センター処務規程（昭和五十年東京都訓令第三号）の一部を次のように改正する。

総 務 局
財 務 局
福 祉 局
児 童 相 談 セ ン タ ー

令和八年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

第七条第三号中「三億五千万円」を「四億五千万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年七月一日から施行する。

●東京都訓令第三十一号

東京都農業振興事務所処務規程（平成十六年東京都訓令第四十八号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

第七条第二号中「二億五千万円」を「三億五千万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年七月一日から施行する。

●東京都訓令第三十二号

東京都森林事務所処務規程（平成十四年東京都訓令第四十五号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十九日

総 務 局
財 務 局
産 業 労 働 局
森 林 事 務 所
東 京 都 知 事 小 池 百 合 子

第七条第二号中「二億五千万円」を「三億五千万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年七月一日から施行する。

●東京都訓令第三十三号

総務局
財務局
建設局
建設局
建設局
建設局

東京都建設事務所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第九十四号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十九日

東京都知事 小池百合子

第七条第二号中「三億五千万円」を「四億五千万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年七月一日から施行する。

●東京都訓令第三十四号

総務局
財務局
建設局
建設局
建設局
建設局

東京都公園緑地事務所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第九十六号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十九日

東京都知事 小池百合子

第七条第二号中「三億五千万円」を「四億五千万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年七月一日から施行する。

●東京都訓令第三十五号

総務局
財務局
建設局
建設局
建設局
建設局

東京都江東治水事務所処務規程（昭和三十三年東京都訓令甲第三十八号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十九日

東京都知事 小池百合子

第七条第二号中「三億五千万円」を「四億五千万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年七月一日から施行する。

●東京都訓令第三十六号

総務局
財務局
建設局
建設局
建設局
建設局

東京都東京港管理事務所処務規程（昭和四十六年東京都訓令甲第九十四号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十九日

東京都知事 小池百合子

第七条第二号中「三億五千万円」を「四億五千万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年七月一日から施行する。

●東京都訓令第三十七号

総務局 財務局 港湾局
東京都建設事務所
東京都東京港建設事務所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第四百四号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十九日

東京都知事 小池百合子

附 則
第七条第二号中「三億五千万円」を「四億五千万円」に改める。

この訓令は、令和八年七月一日から施行する。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

